

委託仕様書

1 委託名

岡山市消防局エレベーター点検業務委託

※上記委託について、以下、委託者を岡山市（以下「甲」という。）、受託者を契約相手方（以下「乙」という。）とする。

2 目的

岡山市北消防署、岡山市西消防署、岡山市中消防署、岡山市南消防署、岡山市教育訓練センター水難救助訓練施設に設置のエレベーターの保守、点検を行うことにより、エレベーターの安全を確保することを目的とする。

3 履行期間

- (1) 岡山市北消防署、岡山市西消防署、岡山市中消防署、岡山市南消防署
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (2) 岡山市教育訓練センター水難救助訓練施設
令和8年1月1日から令和8年3月31日まで

4 履行場所・設備

(1) 北消防署エレベーター

ア 1号機

| | |
|------|-----------------------------|
| 場 所 | 岡山市北区鹿田町二丁目4-1 岡山市北消防署 庁舎西側 |
| 機 種 | 東芝 マシンルームレスエレベーター スペーセルGR |
| 制御方法 | 可変電圧可変周波数制御 |
| 停止回数 | 6回 |
| 速 度 | 60m/min |
| 用 途 | 乗用 |
| 積載荷重 | 900kg |
| 台 数 | 1台 |

イ 2号機

| | |
|------|-----------------------------|
| 場 所 | 岡山市北区鹿田町二丁目4-1 岡山市北消防署 庁舎東側 |
| 機 種 | 東芝 マシンルームレスエレベーター スペーセルGR |
| 制御方法 | 可変電圧可変周波数制御 |
| 停止回数 | 7回 |
| 速 度 | 60m/min |
| 用 途 | 乗用 |
| 積載荷重 | 1,600kg |
| 台 数 | 1台 |

(2) 西消防署エレベーター

| | |
|------|-------------------------------------|
| 場 所 | 岡山市北区野殿西町427-1 岡山市西消防署 |
| 機 種 | 日本オーチス Gen2 MP-13-CO.60 |
| 制御方法 | 交流可変周波数制御 PMギヤレス方式シンプルレックス フルコレクティブ |

停止回数 4回
速度 60m/min
用途 乗用
積載荷重 900kg
台数 1台

(3) 中消防署エレベーター

場所 岡山市中区今在家地先 岡山市中消防署
機種 三菱電機 AXIEZ
制御方法 可変電圧可変周波数制御
停止回数 3回
速度 45m/min
用途 乗用
積載荷重 750kg
台数 1台

※2方向に戸あり。

(4) 南消防署エレベーター

場所 岡山市南区浦安南町495-88 岡山市南消防署
機種 東芝 マシンルームレスエレベーター スペーセルGR II
制御方法 交流インバーター制御
停止回数 3回
速度 45m/min
用途 乗用
積載荷重 750kg
台数 1台

(5) 水難救助訓練施設エレベーター

場所 岡山市南区浦安南町495-88 岡山市水難救助訓練施設
機種 日立機械室レスアーバンエースHF P-11-CO45
制御方法 交流インバータ制御方式(回生無)
停止回数 3回
速度 45m/min
用途 乗用
積載荷重 750kg
台数 1台

5 業務内容

(1) 常時遠隔監視

エレベーターの運行状況を、遠隔監視システムにより24時間監視しなければならない。
なお、異常信号を受信した場合は、迅速かつ的確な処置を講ずるとともに、専門技術者を派遣しなければならない。

(2) 保守点検

建築基準法第8条に基づき、月1回、エレベーターの点検・保全(給油・調整・清掃等)

を行い、かつ、甲からの指示及び判断により必要と認めた場合は、機器の修理又は部品の交換を行わなければならない。

(3) 定期検査

建築基準法第12条第3項に基づき年1回、国土交通大臣の定める資格を有する者等による、設備全般の精密検査を行うとともに、安全装置の機能試験を行わなければならない。また、エレベーターの保安上必要があると認めるときは、機器の修理又は部品の交換を行わなければならない。

※ 岡山市教育訓練センター水難救助訓練施設については不要

(4) 報告書の提出

保守点検及び定期検査業務着手前に点検内容等を提出し、完了後は、すみやかに点検内容等を、報告書により提出しなければならない。

(5) 業務責任者の選任

乙は業務責任者を選任すること。なお、業務責任者は作業中現場に常駐し、技術上の管理及びその他の管理を図らなければならない。

6 諸費用の負担区分

(1) 甲が負担するもの

昇降かご及びかご床タイル、昇降路周壁、各階出入り口、かごの戸、乗場の戸、三方枠、敷居、押しボタンカバー、インジケーターカバー、操作盤カバー、その他各仕上げ直し（塗装替え又はメッキ直し）及び修理又は取り替え工事等に要する費用

ア 巻上機、電動機等の一式取替

イ 保守点検業務委託契約に基づく保守点検業務委託料

ウ 業務履行上必要な光熱水費等

エ かご

(ア) 外部への連絡装置

インターホンバッテリー取替

(イ) 停電灯装置

a 停電灯バッテリー取替

b 停電灯ランプ取替

(ウ) 操作盤

操作盤スイッチ類取替

(エ) かごの戸

a ハンガーローラ取替

b 駆動ロープ（ベルト）取替

c スイッチ取替

(オ) 戸閉め安全装置

a コード取替

b スイッチ取替

オ かご上

(ア) 戸の開閉装置

a 駆動モーターベアリング取替

- b ロータリーエンコーダ取替
- c 駆動ベルト取替
- d スイッチ取替
- (イ) ガイドシュー・ローラ
ガイドシュー・ローラ取替
- (ウ) かご上機器
ポジテクター取替

カ 乗場

- (ア) 乗場の戸
 - a ハンガーローラ取替
 - b 駆動ロープ取替
 - c ドアインターロックスイッチ取替
- (イ) 乗場ボタン
押ボタンスイッチ取替

キ 昇降路・ピット

- (ア) 制御盤
 - a バッテリー取替
 - b リレー取替
 - c コンデンサー類取替
- (イ) 電動機
 - a 電動機巻線絶縁処理
 - b 軸受ベアリング取替
 - c ロータリーエンコーダ取替
 - d 綱車溝修正及び取替
 - e 防水シール取替
- (ウ) ブレーキ
 - a ライニング取替
 - b 防水カバーリング取替
- (エ) 頂部プーリ
頂部プーリベアリング取替
- (オ) かご・おもり吊り車
おもり吊り車ベアリング取替
- (カ) 主・調速機ロープ
 - a 主ロープ切り詰め・取替
 - b 調速機ロープ切り詰め・取替
- (キ) 移動ケーブル
移動ケーブル取替
- (ク) 調速機
軸受ベアリング取替
- (ケ) テンションプーリ

テンションプーリベアリング取替

(ロ) かご下機器

a かご下ガイドシュー・ローラ取替

b かご下プーリベアリング取替

(2) 乙が負担するもの

ア 消耗部品（ヒューズ、Vベルト、ドアシュー、ランプ類、点検用オイル・グリス類等）

イ 常時遠隔監視費用

7 提出書類

乙は、本委託業務について次号の関係書類を提出すること。

(1) 業務着手前に提出する書類

ア 委託業務着手届 1部

イ 業務責任者届 1部

ウ 工程表 1部

エ 緊急時連絡体制図 1部

(2) 業務履行中に提出する書類

ア 作業報告書毎月 1部

イ 業務写真帳毎月 1部

(3) 業務完了後に提出する書類

委託業務完了届 1部

8 検査、委託料の請求

(1) 支払いは業務完了後、一括払いとする。月次点検結果報告書は毎月提出することとし、最終検査時に完了届を提出すること。

(2) 検査員の検査に合格しない場合、乙は遅滞なく、不良箇所の再作業を行い、再検査を受けなければならない。

9 契約保証

公告で定めるとおり。契約金額（単価契約の場合は契約単価に予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額）の100分の10以上の額とする。

10 その他

(1) 作業を行う場合は、事前に実施日時等を報告し、甲の承諾を得なければならない。

また、作業日当日の勤務員にも周知しなければならない。

(2) 作業中に、施設等の異常を発見したときは、ただちに甲に報告しなければならない。

(3) その他不明な点については、甲の指示及び協議に基づいて作業しなければならない。

(4) 防災上重要な施設であるため、災害出動等の支障にならないよう十分注意すること。

(5) 作業中、既設工作物に損害を与えた場合は、ただちに甲に報告し、乙の責任において弁償し、復旧しなければならない。

(6) 業務履行に当たっては、関係法令等を遵守し、安全に行わなければならない。

(7) 作業車両の搬入時及び作業中、付近住民等との事故等が発生しないよう、十分に注意しなければならない。

11 担当者

岡山市消防局消防総務部

消防企画総務課 経理係 佐藤 電話：(086-234-9972)